

U-18 バスケットボールリーグ 2021 京都 運営要領

1 リーグ戦開始までの手順

- (1) <府バスケ協会> U18B リーグ京都実行委員会 随時実施
- (2) <府バスケ協会> 実施要項・参加申込書等を示す 2021年4月18日(顧問会議)
- (3) <実行委員会> 参加申込書・実施要項を U-18B リーグ総会 2021年4月18日(顧問会議)
- (4) <参加希望チーム> 参加申込書の提出日 **2021年7月9日(変更しました。)**
- (5) リーグの振り分け抽選 2021年7月28日(ウインターカップ市部予選抽選会時後) ※参加費持参
- (6) 実行委員・ブロック運営委員(以降運営委員と表示)の割り当て **<改めて決定します>**
実行委員長(岩崎広行)
実行委員 競技() () () () ←1人は両丹から
審判() 財務(岡本一輝) 広報()
審判は審判部より 広報は記録より選出
ブロック運営委員 編成会議の時にそれぞれのブロックで決定 **<実施要項1(3)より>**
- (7) リーグ戦編成会議(全チーム参加) 2021年8月28日(土) 予定
 - ① リーグ実施方法の確認 **(会場や時間帯は抽選会時に連絡します)**
 - ② 各ブロックの大会日程・会場・審判割当等の調整
 - ③ その他 ・ブロックごとに運営委員に運営資金を渡す
・スコアシートや結果報告はデータで運営委員に送る
- (8) <参加希望チーム> 選手登録 2021年8月31日
- (9) リーグ戦の開始
- (10) <ブロック運営委員⇒実行委員> リーグ戦の報告(各節ごとに報告)
- (11) <実行委員⇒広報担当> 結果をホームページへ掲載

2 各ブロックにおける日程・会場等の決定方法

- (1) リーグ戦実施会議において、各ブロックの運営委員を中心に日程及び会場の調整を行う
その前段階に運営委員は、担当ブロックのリーグの参加チームに対して事前に参加可能日及び会場確保のできる日等の把握をしておく。
- (2) リーグの実施において、次の日は避けること。
 - ① DC実施日
 - ② 協会及び所属連盟の主催大会に出場する選手がいる日

3 審判員について

(1) リーグの審判割当は、各ブロックの帯同審判で割り当てを行う。割り当てられないゲームを実行委員会審判部に報告し、審判部が協力審判を割り当てる。

(2) 帯同審判員の審判料を1試合あたり500円支給するが、交通費は支給しない。

(3) 協力審判員の費用

審判料1試合1500円、往復の交通費(協会の旅費規定による。)

※帯同審判の上にさらに協力審判になっている場合は審判料のみ支給する。

※同一日で同チームから2回目以降の審判も協力審判員扱いで審判料のみ支給する。

(4) E級以上の資格があれば、U18の審判も認める。

(5) 変則3人制の審判も可能とする。(京都ルール)

※変則3人制とは、主審1名(コート全体を走る)と副審2名(エンドラインの往復)の

計3名で審判をすることである。ジャッジについては、主審も副審も同じ条件で行うこととする。(副審だからファールは吹かなくても良いということではない等)

そのときの審判料は帯同審判の場合主審500円副審300円(副審は2回までこの値段)

協力審判の場合主審1500円副審800円(帯同審判での追加は3回目以上のとき)

4 会場準備金について

会場において、必要な場合は支出を認める。支出の範囲は、公共体育施設・設備の使用料、消耗品、会場校準備金及び大会準備に係る会議費等とする。支出に係る証拠書類は、当リーグに係る支出であることが明らかになるよう整備すること。なお、他のブロックと共同で会場を確保しリーグを開催する場合は、証拠書類のコピー(主に担当したブロックは実物)とその内訳がわかるように整備すること。

会場提供の学校の先生には会場主任として半日2000円・終日3000円を日当の形で支給する。(会場校でない先生で必要な場合も含みその際は交通費支給)その際の協力審判と重なるときでも、審判料は支給される。

5 会場について

(1) 昨今のコロナ対策で無観客試合等も含め、情勢に応じての対応に協力すること。

(2) 高校会場については、保護者の車の乗り入れを厳禁とし、各チームに周知徹底させること。

(3) 公営体育館の使用を希望する場合は実行委員間で調整するため、運営委員は速やかに実行委員に連絡すること。

6 リーグ戦の順位決定方法における「勝ち点」 ※競技規則を元に「京都ルール」を採用する

(1) 勝ちチームは勝ち点2、引き分けチームは勝ち点1、負けチーム・ゲームを没収されたチームは勝ち点0とする。期間内で試合ができなかった場合は勝ち点1とする。

(2) 勝ち点が多いチームから上位とする。

(3) 2チームの勝ち点と同じ場合の順位の決定

イ) 直接対決での勝者を上位とする。

ロ) イ) で決定できない場合は両チームの所属リーグの全対戦の「得失点差」が多いチームを上位とする。〈得失点差 = 総得点 - 総失点〉

ハ) ロ) で決定できない場合は両チームの所属リーグの全対戦の「総得点」が多いチームを上位とする。

二) ハ) で決定できない場合は抽選で決定をする。

※ 勝ち点1の引き分けは対戦の対象とするが、試合ができなかったときは「0-0」扱いとする。

(4) 3チーム以上の勝ち点と同じ場合の順位の決定

変則リーグでの実施に伴い3チーム以上の時は「直接対決」「当該チームでの比較」を可能であっても、決定の材料には使用しないこととする。

イ) 対象チームの所属リーグの全対戦の「得失点差」が多いチームを上位とする。

〈得失点差 = 総得点 - 総失点〉

ロ) イ) で決定できない場合は両チームの所属リーグの全対戦の「総得点」が多いチームを上位とする。

ハ) ロ) で決定できない場合は抽選で決定をする。

※ イ) →ロ) →ハ) への判断は同率チームのみで進める。

<例> 6チームの場合 3チーム以上なのですべてに渡り(4)で判断する。

まずは(4)イ) 得失点差で実施

結果 1位 2位 2位 2位 5位 5位 ※1位は決定されます。

↓ 2位の3チーム・5位の2チームそれぞれで(4)ロ)を適用

↓ 2チームになっても(3)は適用しない

結果 1位 2位 3位 3位 5位 6位

↓ 3位の2チームで(4)ハ)を適用

↓ 2チームになっても(3)は適用しない

結果 1位 2位 3位 4位 5位 6位